

# 基礎的電気通信役務支援機関

(総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課)

## 1. 事務・事業の概要

電気通信事業法（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号）では、基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度に基づく交付金の交付等の業務を行うものを、全国に一を限って「基礎的電気通信役務支援機関」として指定できることとしています。

## 2. 指定、登録等の基準

### ○ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

(基礎的電気通信役務支援機関の指定)

第百六条 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

- 一 職員、設備、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 支援業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて支援業務が不公正になるおそれがないこと。

## 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般社団法人 電気通信事業者協会	1010405 001228	平成 17 年 12 月 9 日	東京都千代田区神田 小川町一丁目 10 番地 TEL : 03-5577-5845 URL : <a href="https://www.tca.or.jp/universalservice/">https://www.tca.or.jp/ universalservice/</a>	電気通信事業法に基づく条件を満たしているため

## 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし。

## 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠 対価を得る事業ではありません。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年1月16日現在）

基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度に基づく交付金の交付等の業務等については、毎年認可を受けており、令和6年度は次のとおり実施されており、特段の改善を要するものではありません。

○基礎的電気通信役務支援機関からの第一種交付金の額等の認可申請

令和6年9月20日

○情報通信行政・郵政行政審議会への第一種交付金の額等の認可諮問

令和6年10月2日

○パブリックコメント（任意の意見募集）の期間

令和6年10月3日～令和6年11月1日まで○情報通信行政・郵政行政

○審議会からの答申及び認可

令和6年11月20日

なお、上記詳細については次の URL で公表

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban07\\_02000044.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban07_02000044.html)

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban07\\_02000049.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban07_02000049.html)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/universalservice/s\\_hiryo2.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/s_hiryo2.html)

7. 政策評価

別添のとおり。